

指定（介護予防） 玄々堂亀田の郷  
訪問看護ステーション

## 利用料金表

社会福祉法人 佐貫会



# 指定（介護予防） 玄々堂亀田の郷 訪問看護ステーション 利用料金表

＜ 2021年10月現在 ＞

## 1, 利用料金 要支援の方

利用料 = 単位 × 地域加算 (10.21 円)				負担率による負担額		
所要時間		単位	金額	1割	2割	3割
20分未満	営業時間内 (8時30分 ～17時30分)	302	3,083	308	616	924
30分未満		450	4,594	459	918	1,378
30～60分未満		792	8,086	808	1,617	2,425
60～90分未満		1,087	11,098	1,109	2,219	3,329
准看護師が訪問看護を行った場合		所定単位数の90%で算定				
早朝 (6時から8時) 夜間 (18時から22時) 料金		所定単位数の25%を加算				
深夜 (22～6時) 料金		所定単位数の50%を加算				
長時間訪問加算	特別管理対象者に90分を超える訪問看護を行った場合	300	3,063	306	612	918
複数名訪問加算 (I) 30分未満	同時に2人の看護師が訪問看護を行った場合	254	2,593	259	518	777
複数名訪問加算 (I) 30分以上		402	4,104	410	820	1,231
複数名訪問加算 (II) 30分未満	同時に看護師と看護補助者が訪問看護を行った場合	201	2,052	205	410	615
複数名訪問加算 (II) 30分以上		317	3,236	323	647	970

訪問1回毎に算定

月1回算定・その他	緊急時訪問看護加算	計画的訪問以外の緊急訪問を行う体制にある場合	574	5,860	586	1172	1,758
	特別管理加算（Ⅰ）	在宅悪性腫瘍患者指導管理料、留置カテーテル等の方	500	5,105	510	1,021	1,531
	特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素療法指導管理料、重度の褥瘡等の方	250	2,552	255	510	765
	初回加算	初めて訪問看護を行った月の方	300	3,063	306	612	918
	退院時共同指導加算	退院時に在宅療養の指導を行った場合	600	6,126	612	1,225	1,837
	ターミナルケア加算	死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,000	20,420	2,042	4,084	6,126

事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所からの距離に関係なく、1回の訪問につき 1000円とする

## 2, 利用料金 要介護の方

利用料 = 単位 × 地域加算 (10.21 円)				負担率による負担額		
所要時間		単位	金額	1割	2割	3割
20分未満	営業時間内 (8時30分 ～17時30分)	313	3,195	319	639	958
30分未満		470	4,798	479	959	1,439
30～60分未満		821	8,382	838	1,676	2,514
60～90分未満		1,125	11,486	1,148	2,297	3,445
准看護師が訪問看護を行った場合		所定単位数の90%で算定				
早朝 (6時から8時) 夜間 (18時から22時) 料金		所定単位数の25%を加算				
深夜 (22～6時) 料金		所定単位数の50%を加算				
長時間訪問加算	特別管理対象者に90分を超える訪問看護を行った場合	300	3,063	306	612	918
複数名訪問加算 (I) 30分未満	同時に2人の看護師が訪問看護を行った場合	254	2,593	259	518	777
複数名訪問加算 (I) 30分以上		402	4,104	410	820	1,231
複数名訪問加算 (II) 30分未満	同時に看護師と看護補助者が訪問看護を行った場合	201	2,052	205	410	615
複数名訪問加算 (II) 30分以上		317	3,236	323	647	970

訪問1回毎に算定

月1回算定・その他	緊急時訪問看護加算	計画的訪問以外の緊急訪問を行う体制にある場合	574	5,860	586	1172	1,758
	特別管理加算（Ⅰ）	在宅悪性腫瘍患者指導管理料、留置カテーテル等の方	500	5,105	510	1,021	1,531
	特別管理加算（Ⅱ）	在宅酸素療法指導管理料、重度の褥瘡等の方	250	2,552	255	510	765
	初回加算	初めて訪問看護を行った月の方	300	3,063	306	612	918
	退院時共同指導加算	退院時に在宅療養の指導を行った場合	600	6,126	612	1,225	1,837
	ターミナルケア加算	死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,000	20,420	2,042	4,084	6,126

事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業所からの距離に関係なく、1回の訪問につき 1000円とする

### 3. キャンセル料について

利用中止については、前日までにご連絡を頂ければ予定されたサービスを変更又は中止することができます。

前日までにご連絡を頂いた場合	不要
上記以外	1日あたりの料金の100%

※但し、ご利用者の体調の急変、入院等の場合には、キャンセル料は請求しません。

### 3. 利用料金の支払方法

利用料金は毎月末日締め、翌月 15 日頃を目安に請求書を発行します。翌月末日までにお支払いをお願いします。お支払方法は以下よりお選び下さい。

① 施設窓口への現金支払い

② 下記法人口座へのお振込み

ち ぼしんようきんこ	きみつしてん	普通預金	0006717
千葉信用金庫・君津支店			
しゃかいふくしほうじん	さぬきかい		
社会福祉法人	佐貫会		
りじちよう	いけだ	しげお	
理事長	池田	重雄	

③ 口座振替

千葉信用金庫の口座をお持ちの方は口座振替が可能です。新規口座を開設される方は、ご相談下さい。

上記の支払方法が困難な場合は、相談に応じます。お支払いを確認後に領収書を発行します。

### 6. 連絡先

ご利用料金につきまして何かご不明な点がございましたらお問い合わせ下さい。

【 連絡先電話番号 0439-27-0850 ( 受付時間 8:30~17:30 ) 】